

「行政文書の管理に関するガイドライン」見直しの方向性について

## 1. 歴史公文書等の範囲の明確化

○各行政機関の職員が、業務上取り扱う行政文書の歴史資料としての重要性をより判断しやすくなるよう、ガイドラインにおける歴史公文書等の範囲を明確化する。

<改正案>

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

### 1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとする。

【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

《留意事項》

○【Ⅰ】について、例えば、次のような文書が対象となる。

- ・ 国の機関及び独立行政法人等の設置、統合、廃止、改変の経緯及び各組織の組織構造や権限、機能の根拠となる情報が記録された文書
- ・ 経緯も含めた政策の検討過程や決定に係る情報並びに政策の実施及び実績に関する情報であって、将来までを見据えて政策の理解や見直しの検討に資すると考えられる情報が記録された文書

○【Ⅱ】について、例えば、次のような文書が対象となる。

- ・ 国民の権利及び義務の法令上の根拠となる情報並びに個人及び法人の権利及び義務の得喪に関する基準や指針等の設定に関する経緯も含めた情報を記録する文書
- ・ 個別の許認可等のうち公益等の観点から重要と認められるものに関する情報が記録された文書
- ・ 国民からの不服申立てや国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起等に関する情報のうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する情報が記録された文書

○【Ⅲ】について、例えば、次のような文書が対象となる。

- ・ 政策の変更や優先順位の設定に影響を与えた社会環境、自然環境等に関する情報が記録された文書
- ・ 政策が国民に与えた影響や効果等に関する情報や社会状況を示す重要な統計調査の結果、政府の国民に対する広報に関する情報が記録された文書
- ・ 我が国の自然環境に関する観測結果等、その動態に関する情報が記録された文書

○【Ⅳ】について、例えば、次のような文書が対象となる。

- ・ 領土等の範囲も含めた我が国の来歴や、多くの国民の関心事項となる自然災害及び事件等の重大な出来事（国内で起きたものに限らない）に関する情報が記録された文書
- ・ 文化、学術の成果やその顕彰等のうち重要なものに係る情報が記録された文書

## 2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行う。

- (1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事 項	業務の区分	保存期間満了時の措置
1～21 (略)	(略)	(略)
22 文書の管理等に関する事項	文書の管理等	廃棄 以下について移管 ・移管・廃棄簿

注

- ①「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。
- ②「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催等 (※2. 参照)
- ③各行政機関は定期的に重要政策を選定することとし、選定された重要政策に係る文書については、企画・立案から実施に至る経緯を含め、「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、移管が必要となる。
- ④③移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。
  - (2) 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

(表略)
  - (3) 昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約(昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得された文書であり、1の【I】【III】【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。
  - (4) 領土・主権対策関連施策については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。
  - (5) ~~(4)~~ 上記に記載のある業務に係る文書のうち特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密保護法、特定秘密保護法施行令及び運用基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。
  - (6) ~~(5)~~ 上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断するものとする。

## 2. 広く移管が必要となる事項の追加

○3つのカテゴリー（災害・事故・事件対応、新たな制度の創設、新たな国際的枠組みの創設）毎に候補を挙げ、以下の条件を勘案して絞り込む。

①府省横断的なもの（内閣官房に担当室、本部、連絡会議等が設置されたもの）

②対象期間（平成16～28年）内の特定の時期に対応したもの

※②の該当性については、事案の経過に応じて事務局において判断した。

### （1）災害・事故・事件に対処した事項

#### <現行>

阪神・淡路大震災関連

オウム真理教対策

病原性大腸菌O157対策

#### <追加候補>

事項	横断	特定時期
ハンセン病訴訟関連（H10～28）※H28 最高裁判所が謝罪を表明	×	○
牛海綿状脳症関連（H13～）	×	×
肝炎対策（H14～20）※H20 薬害肝炎被害者救済特別措置法成立	×	○
医療制度改革（H14～）	○	×
自衛隊イラク派遣関連（H15～21）※H21 イラク復興支援派遣撤収業務隊が帰国	○	○
浅間山噴火関連（H16）	×	○
新潟県中越地震関連（H16）	×	○
鳥インフルエンザ関連（H17～）	○	×
石綿被害訴訟関連（H18）※H18 石綿健康被害救済法成立	○	○
新潟県中越沖地震関連（H19）	×	○
年金記録問題関連（H19～）	○	×
岩手・宮城内陸地震関連（H20）	×	○
水俣病訴訟関連（H21～22）※H22 損害賠償請求訴訟において国（被告）と水俣病被害者（原告）が裁判所の和解案を受け入れ	○	○
口蹄疫関連（H22～）	○	×
東日本大震災関連（H23～）	○	×
熊本地震関連（H28）	×	○
鳥取地震関連（H28）	×	○

(2) 我が国において新たに制度を創設した事項

<現行>

中央省庁等改革

情報公開法制定

不良債権処理関連施策

<追加候補>

事項	横断	特定時期
地方分権推進 (H5～)	○	×
電子政府関連 (H6～)	○	×
郵政民営化 (H7～24) ※H24 日本郵便株式会社成立	○	○
社会保障改革 (H7～)	○	×
規制改革 (H8～)	○	×
臓器移植関連 (H9～22) ※H22 臓器移植法改正 (家族の承諾で臓器提供可能)	×	○
個人情報保護法制定 (H11～17) ※H17 個人情報保護法全面施行	○	○
司法制度改革 (H11～)	○	×
食品安全関連 (H12～)	○	×
道路公団民営化 (H13～17) ※道路関係四公団民営化会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構発足	○	○
政策金融改革 (H13～20) ※H20 政策金融改革関連法成立	○	○
裁判員制度関連 (H13～21) ※H21 制度導入	○	○
国民保護法制定 (H15～16) ※H16 有事関連七法成立	○	○
産業再生関連 (H15～19) ※H19 株式会社産業再生機構が業務を終えて解散	○	○
耐震強度偽装関連 (H17～23) ※H23 耐震偽装関連の刑事裁判が全て終結	○	○
教育関係法関連 (H18～19) ※H19 改正教育3法成立 (教員免許更新制度導入等)	×	○
サブプライムローン問題関連 (H19～20) ※H20 改正金融機能強化法成立	×	○
公文書管理法関連 (H19～H23) ※H23 公文書管理法施行	○	○
憲法改正 (H19～)	×	×
原爆症関連 (H20) ※H20 原爆症認定基準緩和	×	○
リーマンショック関連 (H20～H21) ※H21 麻生内閣が世界金融	×	○

危機支援として IMF に 1000 億ドルの拠出		
共通番号（マイナンバー）制度関連（H23～28）※H28 制度開始	○	○
消費税関連（H1～）	○	×
平和安全法制制定（H25～26）※H26 国家安全保障局発足	○	○
STAP 細胞論文関連（H25～26）※H26 理研調査終了	×	○
特定秘密保護法関連（H25～26）※H26 特定秘密保護法施行、情報監視審査会設置	○	○
選挙年齢引き下げ（H27～28）※H28 参院選から実施	×	○
電通過労死関連（H27～）	×	×
天皇の退位等関連（H28～）	○	×

### （3）新たな国際的枠組みの創設に関する事項

#### <現行>

気候変動に関する京都会議関連施策

サッカーワールドカップ日韓共催

#### <追加候補>

事項	横断	特定時期
世界遺産登録関連（H5～）	×	×
北朝鮮問題関連（H14～）	○	×
愛知万博（H17）	○	○
北海道洞爺湖サミット（H20）	○	○
環太平洋経済連携協定（TPP）関連（H22～）	○	×
ハーグ条約関連（H25～26）※H26 条約効力発生、実施法施行	○	○
2020 年東京オリンピック・パラリンピック（H25～）	○	×
伊勢志摩サミット（H28）	○	○

### 3. 保存期間 1 年未満の行政文書の扱い

○保存期間 1 年未満の行政文書については、1 年未満の保存期間を設定することが許容される基準が不明確である等の指摘があることから、以下の点について対応を検討してはどうか。

- ① 1 年未満の保存期間を設定することが許容される行政文書の範囲の明確化を検討

- ②通常は1年未満保存となるものでも、重要又は特別なものについて1年以上の保存期間を設定することの明確化を検討
- ③1年未満で廃棄する場合の廃棄に係る責任の所在の明確化を検討

#### **4. その他の見直し事項**

○eラーニングの実施を含め、研修の充実についてガイドラインに位置づけることを検討する。